

発注者支援業務（工事監督支援） 実施要領

1 概 要

石川県土木部が迅速かつ円滑な工事進捗を図るため、発注者の工事監督業務を民間事業者等（以下、「受注者」という）に委託するにあたり必要な事項を定める。

2 対象工事

- ・令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に伴う災害復旧工事等（営繕工事を除く。）
- ・石川県土木部が他部局等から依頼された工事（営繕工事除く。）

3 適用基準

発注者支援業務共通仕様書、特記仕様書、発注者支援業務（工事監督支援）積算基準に基づき施行するものとする。

4 委託できる工事監督支援業務

委託できる工事監督支援業務の内容は、各号に掲げる業務とする。

- 1) 請負工事の契約の履行に必要な資料の作成
- 2) 請負工事の施工状況の照合等
- 3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料等の作成
- 4) 工事検査等への臨場
- 5) その他

5 発注者における留意事項

1) 予算協議について

発注者支援業務（工事監督支援）の発注にあたっては、予算について関係課と協議すること。（発注者支援業務は、国庫補助の対象外のため）

2) 土木工事施工業者への連絡

発注者は、発注者支援業務（工事監督支援）を発注した場合は、土木工事施工業者へ連絡するとともに、発注者と受注者、土木工事施工業者の各々が役割分担等を確認するために情報共有を図ること。

3) 基準類等資料の貸与

受注者が業務の施行に際し非公開資料等が必要となった場合は、発注者はその理由を確認し、必要に応じて貸与すること。

附則

この要領は、令和7年6月10日から適用する。

（改定 令和8年4月 1日一部改定 ）